



1. 修了証申請の条件

「乳児保育・教育」「幼児教育・保育」「支援を必要とする子どもの保育」「食育・アレルギー対応」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」「マネジメント」「保育実践」の8つの各分野において、分野ごとに定められている①～⑤までの内容すべてにわたって受講し、受講時間の合計が15時間以上になった場合は、修了証発行の申請ができます。

- ※ 京都式キャリアアップ研修「人権」「社会人・組織の一員としての基礎」の分野については修了証の対象外になります。
- ※ 各分野とも研修内容に示す①～⑤の内容（パスポート p2～5 を参照）をすべて受講していることが必要です。ただし、時間の配分は問いません。
- ※ 従来型研修（委員会が実施する研修、保育士会の研修等）も修了証申請の手順は同じです。

2. 申請のながれ

① レポートを作成します（1分野15時間につき1点）

※様式は京都市保育園連盟のホームページからダウンロードできます。キャリアパスポート p84にもありますので、A4に拡大コピーしてから記入してください。

② レポートを施設長に提出し、「施設長名確認印」欄に施設長名・施設長印（印）を受けます。（パスポートp84参照）

③ パスポートの受講を終えた分野のレポート欄に提出日・テーマを記入し、施設長名（印）欄に施設長名・施設長印を受けます。

※受講証明書が発行されている研修については、その内容をパスポートに転記し、受講印の欄に施設長の割印を受ける。

④ 施設長は、1.修了証交付申請書（受講者が記入） 2.レポートのコピー 3.キャリアパスポートの該当分野全体のページのコピー（受講証明書がある場合はそのコピーも） 4.保育士証の写し（該当する場合のみ） を指定の提出先へ提出します

◎市内保育園・こども園・小規模保育事業所 ⇒ 京都市保育園連盟

◎府内保育所 ⇒ 京都府保育協会

⑤ 後日、京都市等から修了証が発行されます。保育園連盟より各施設に送付されます

※ 京都市保育園連盟および京都府保育協会では、修了証の申請期間が決まっています。申請期間が近づきましたらあらためて施設へ案内いたしますので、ご確認のうえ期間内に提出してください。